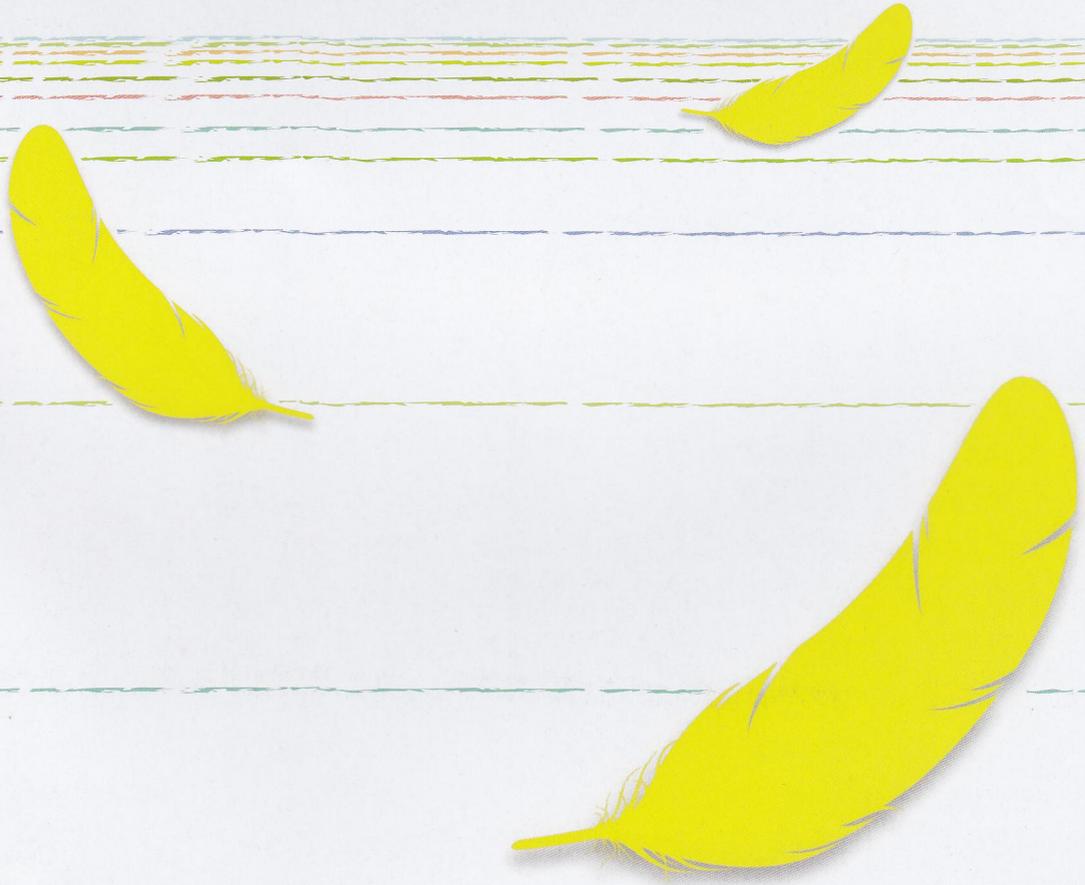


# 更生保護

～地域社会とともに歩む～



## 更生保護制度の概観

### 更生保護とは

更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。社会の中での立ち直りを助けるためには、地域の方々から、更生保護に対する理解と協力を得ることが必要不可欠です。これは犯罪や非行のない誰もが暮らしやすい社会づくりを目指すことにもつながります。

地域社会の一人ひとりが手と手を結び、心と心を通わせる更生保護のネットワークは、皆さんの温かいまなざしから始まります。

### 更生保護の源流

我が国の近代的な更生保護の源流は、1888(明治21)年に設立された「静岡県出獄人保護会社」に求めることができます。これは、生涯を通じ公益に尽くした実業家として知られる金原明善<sup>きんばらめいぜん</sup>と、静岡監獄の副典獄(副所長)であった川村矯一郎らにより設立されたものです。ここでは、釈放者の宿泊保護や就職あっせんを行うとともに、県下全域に1,700人に及ぶ保護委員を配置して釈放者の保護に当たらせるなどしたとされ、これが更生保護施設と保護司制度の先駆けになったといわれています。その後、政府による積極的な奨励もあり、民間による同様の釈放者保護団体が全国各地に設けられました。

このように、我が国の更生保護制度は、明治以来、民間の発意によって生まれ発展してきた経緯があり、この制度を興した民間篤志家の熱意は、いまでも保護司を始めとする多くの民間ボランティアに引き継がれています。



金原 明善

(天保3年(1832)~大正12年(1923))

## 再犯防止～「世界一安全な国、日本」を目指して～

犯罪をして検挙された人に占める再犯者の割合は近年上昇を続けており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、「再犯防止」が大きな課題となっています。

これまでも、政府全体の取組として再犯防止施策を推進してきましたが、平成28年12月、再犯防止施策に関し、基本理念や国及び地方公共団体の責務、基本的施策等を定めた「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)が制定、施行され、平成29年12月には、この法律に基づき、再犯防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、具体的に取り組んでいく施策等を盛り込んだ「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

再犯防止推進計画には、国による刑事司法分野の取組だけではなく、保健医療・福祉サービスの利用促進や修学支援の実施など、地方公共団体を含む我が国全体で取り組むべき課題が盛り込まれており、再犯防止に向けた取組がより一層広がりを見せる中で、更生保護が果たすべき役割に対する期待は、ますます高まっています。

# 更生保護を担う機関

## 法務大臣

### 法務省保護局

- 総務課
- 更生保護振興課
- 観察課



**法務省保護局**  
…仮釈放、保護観察、恩赦、犯罪予防活動、精神保健観察及び犯罪被害者等施策に関する企画・立案などの事務を行っています。

### 中央更生保護審査会

**中央更生保護審査会**  
…委員長及び4名の委員によって構成される合議制の機関で、個別恩赦の審査等を行っています。

### 地方更生保護委員会(本庁8庁、九州に分室1)

- 総務課
  - 会計課(一部の庁のみ)
  - 【審査部門】
    - 首席審査官
    - 統括審査官
    - 保護観察官(関東のみ)
  - 調整指導官
  - 更生保護管理官
  - 保護観察官
  - 保護観察官
- 委員長 — 事務局長 — 事務局次長(一部の庁のみ)  
↓  
委員

**地方更生保護委員会**  
…高等裁判所の管轄区域ごとに置かれ、主として仮釈放等の事務を行っています。

### 保護観察所(本庁50庁、支部3庁、駐在官事務所29庁)

- 企画調整課
  - 民間活動支援専門官(一部の庁のみ)
  - 【処遇部門】
    - 首席保護観察官
    - 統括保護観察官
    - 保護観察官
  - 首席社会復帰調整官
  - 統括社会復帰調整官
  - 社会復帰調整官(一部の庁のみ)
- 所長 — 次長(一部の庁のみ)

### 保護司選考会

**保護司選考会**  
…各保護観察所に置かれ、保護観察所長の諮問に応じて保護司の委嘱等に関する意見を述べます。

### 保護観察所

…地方裁判所の所在地に置かれ、更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察、犯罪被害者等施策等の事務を行っています。

### 保護観察官

…心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護司と協働して、犯罪をした人や非行のある少年に対する保護観察や生活環境の調整を実施するほか、犯罪予防活動、更生保護における犯罪被害者等施策等に関する事務に従事する国家公務員です。犯罪をした人や非行のある少年が社会の中で自立できるよう、彼らを取りまく地域の力をいかしながら、その再犯・再非行の防止と社会復帰の促進のための指導・援助を行う「社会内処遇」の専門家です。

### 社会復帰調整官

…精神保健福祉士等の資格を有し、精神保健や精神障害者福祉に関する専門的知識に基づき、医療観察制度の対象となる精神障害者に対する精神保健観察、生活環境の調整等の処遇に従事する国家公務員です。同制度の対象となる人に必要となる継続的な医療と援助を確保し、その社会復帰を促進するため、地域社会において関係機関相互間の連携を確保するコーディネーターとして重要な役割を担っています。

## 更生保護を支える民間ボランティア・施設・団体

### 保護司

保護司は、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアです。その主な職務には、保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整すること、犯罪を予防するために啓発活動を行うことなどがあり、現在、全国で約4万7,000人が活動しています。

#### ●身分

保護司は、非常勤で一般職の国家公務員とされています。給与は支給されません。

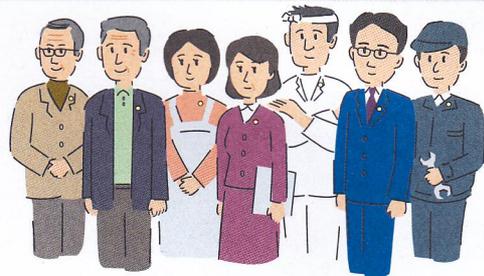
#### ●任期と定年

保護司の任期は2年ですが、再任することができます。ただし、再任は76歳未満までとされています。

#### ●具備条件

保護司には、次の条件をすべて備えていることが必要とされます。

- ①社会的信望、②熱意と時間的余裕、③生活の安定、④健康



### 保護司の安定的確保

近年、地域の間人関係の希薄化を始めとした社会情勢の変容や保護司の処遇活動が困難になっている影響などもあって、保護司適任者の確保が困難になっており、保護司の人員は減少傾向にあります。保護司を安定的に確保し、保護司制度を将来にわたって充実強化していくことは更生保護の喫緊の課題となっています。

このため、幅広い年齢層や多様な職業など様々な立場の地域住民の中から保護司適任者を確保するための「保護司候補者検討協議会」を各地で実施したり、保護司等の活動拠点である「更生保護サポートセンター」の拡充を進めています。

さらに、保護司会では、地域の方々に保護司活動の体験を通じて保護司への理解や関心を深めてもらうため「保護司活動インターンシップ」を実施しています。



更生保護サポートセンターで活動する保護司

### 更生保護サポートセンター

保護司や保護司会を始めとする更生保護ボランティアが地域で更生保護活動を行う拠点として設置され、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。

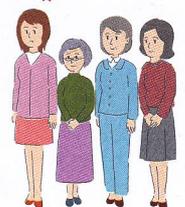
### 更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティア団体です。

家庭や非行問題を地域住民と考えるミニ集会の実施、子育て支援地域活動、保護観察対象者の社会貢献活動・社会参加活動への協力、更生保護施設・矯正施設の訪問など多様な活動を展開しています。現在、全国で約15万8,000人の会員が活動しています。



更生保護女性会バッジ



## BBS会(Big Brothers and Sisters Movement)

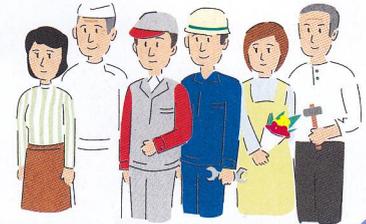


「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちと一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむ青年ボランティア団体です。

非行少年等の「ともだち」となってその成長や自立を支援する「ともだち活動」のほか、地域に根ざした非行防止活動やグループワーク、保護観察対象者の社会貢献活動・社会参加活動等への協力を行っており、全国で約4,500人の会員が活動しています。

## 協力雇用主

協力雇用主は、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者や更生緊急保護対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主です。全国で約2万の事業主が協力しています。



## 更生保護施設等

刑務所出所者等のうち頼るべき人がいないなどの理由で、帰るべき場所がない人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。

### 更生保護施設

更生保護施設は、宿泊場所や食事の提供とともに、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、被保護者の円滑な社会復帰を手助けします。現在、全国に103施設があり、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等によって運営されています。

更生保護施設の中には、対人関係を円滑にするための「SST (Social Skills Training: 社会生活技能訓練)」や、飲酒・覚せい剤使用の問題を改善するための処遇などを行っている施設もあります。また、地域の住民の方々との交流も大切にしています。

さらに、指定を受けた施設においては、高齢・障害等により特に自立が困難な人たちを受け入れ、円滑に福祉等へ移行できるよう支援する取組や、依存性薬物等に対する依存からの回復に重点を置いた取組も実施しています。



ある更生保護施設の外観



SSTセッションの様子



居室の例

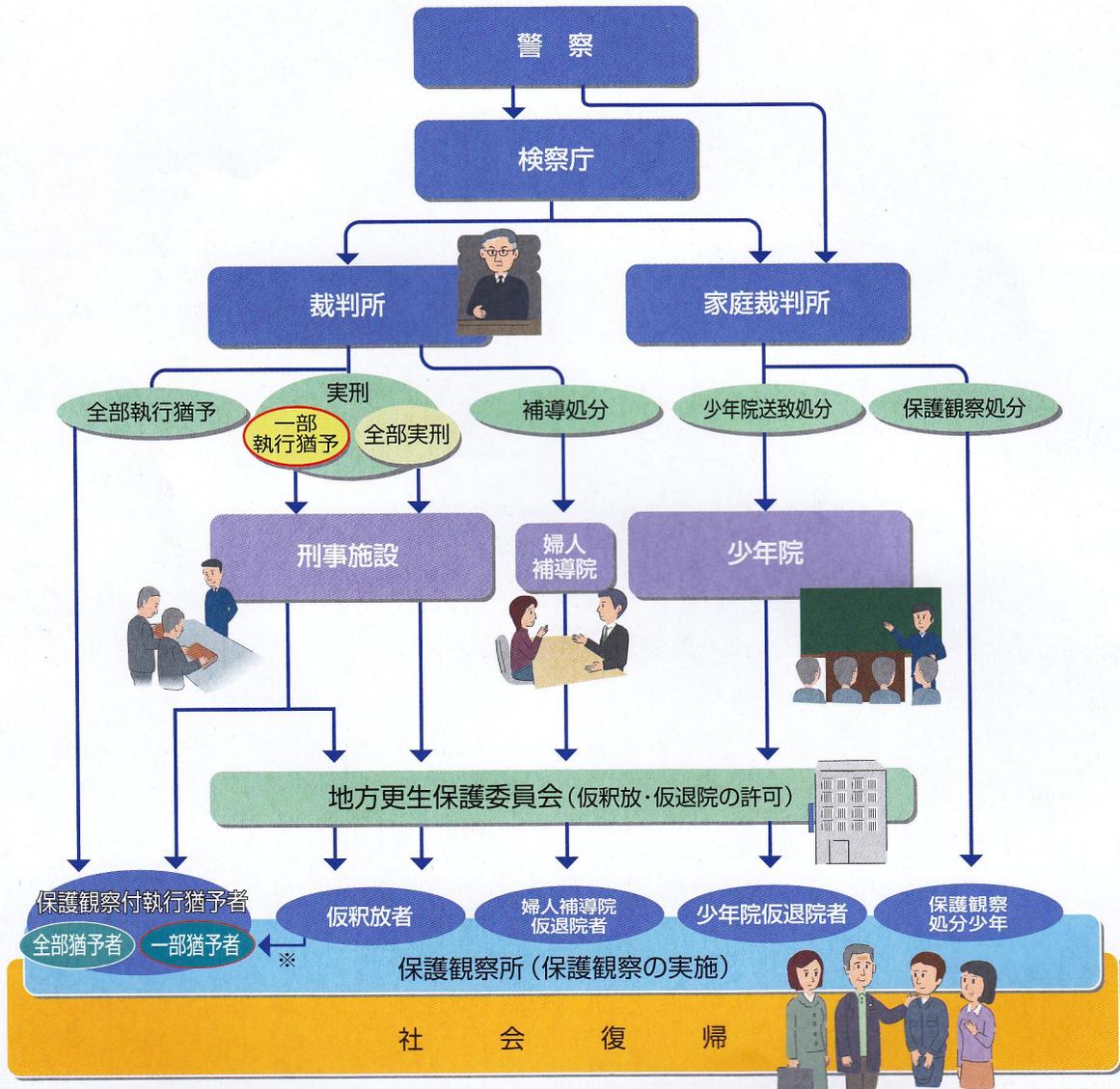
### 自立準備ホーム

平成23年度から、保護観察所長が、あらかじめ登録されたNPO法人等に対し、刑務所出所者等への宿泊場所の提供等を委託する事業を実施しており、この宿泊場所を「自立準備ホーム」と呼んでいます。自立準備ホームにおいては、委託を受けたNPO法人等の職員が毎日、自立に向けた支援を行っています。

## 更生保護協会等

保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設などの円滑な活動のための資料作成、研修、助成等のほか、犯罪予防や更生保護に関する広報活動を行う団体です。また、刑務所出所者等に対する助言や支援などの一時的な保護を行っている団体もあります。

# 刑事司法手続の流れ



※保護観察付一部猶予者が仮釈放を許された場合は、仮釈放中の保護観察が終了した後、一部猶予期間中の保護観察が開始されます。

## 刑の一部の執行猶予制度

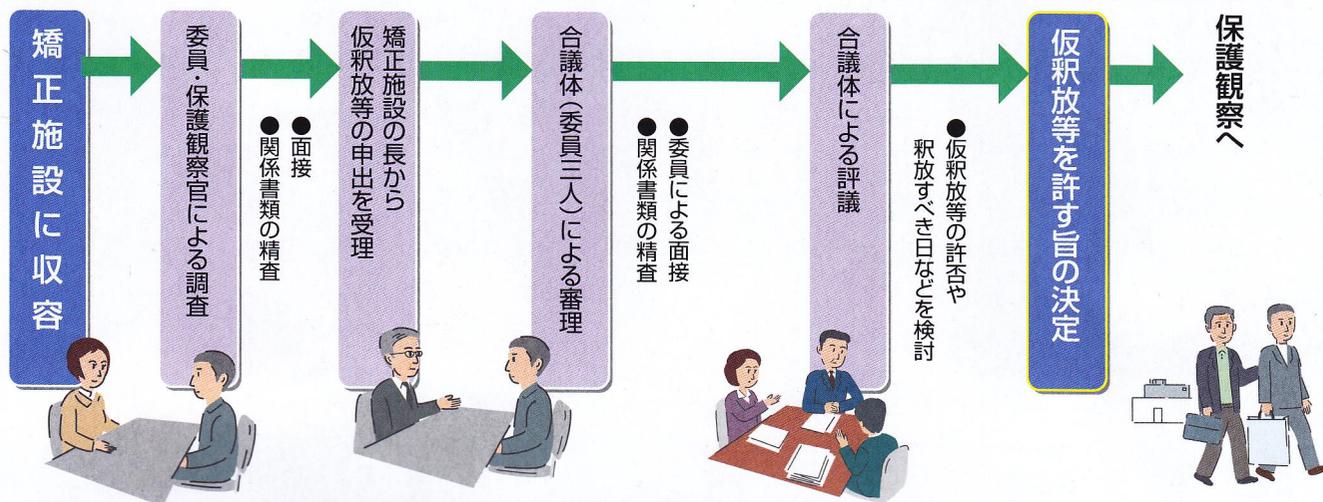
平成25年6月に成立した「刑法等の一部を改正する法律」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」により、刑の一部の執行猶予制度が新設され、平成28年6月から施行されています。刑の一部の執行猶予制度は、裁判所が3年以下の懲役又は禁錮の刑を言い渡す際に、その刑の一部の期間を実刑とし、残りの期間について1年以上5年以下の期間、その執行を猶予することを可能とするもので、刑事施設内での処遇の後に十分な期間にわたる社会内処遇を実施することにより、犯罪者の再犯を防止し、その改善更生を図ることを目的とした制度です。

この制度では、前に禁錮以上の刑に処せられたことがないなどの人については裁量的に、薬物使用等の罪を犯した者で受刑歴がある人については必要的に、執行猶予の期間中、保護観察に付されることとなります。

## 仮釈放・少年院からの仮退院等

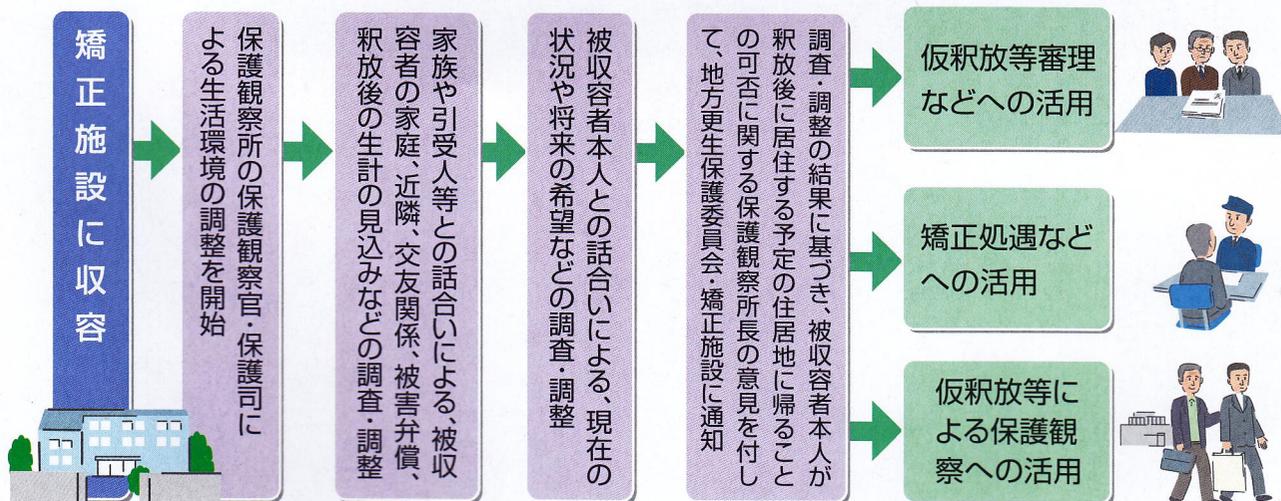
矯正施設に収容されている人を収容期間満了前に仮に釈放して更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図ることを目的とした制度として、刑事施設等からの仮釈放、少年院からの仮退院等があります。なお、仮釈放などの期間中は保護観察に付されます。

地方更生保護委員会における仮釈放等の手続(典型的な例)



## 生活環境の調整

生活環境の調整は、刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すものです。



### 特別調整

高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等の円滑な社会復帰のため、保護観察所では、「特別調整」を行っています。これは、厚生労働省の事業として各都道府県が設置する「地域生活定着支援センター」や矯正施設等と連携して、矯正施設出所後速やかに福祉サービス等を受けることができるように、必要な調整を行うものです。また、矯正施設出所後、直ちに福祉サービス等を受けることが困難な者に対しては、国が指定した更生保護施設において、福祉サービス等の調整や、社会生活に適応するための指導が行われています。